



発行 新潟県  
**第 91 号**  
 令和5年11月28日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1224 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 1225 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 1226 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 1227 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（河川管理課）
- 1228 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

公聴会の開催の中止（都市政策課）

告 示

◎新潟県告示第1224号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和5年11月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	笹平温出1283番2 0.02ha
阿賀野市	1者	七島土居上116番 0.1ha
新潟市	4者	江南区沢海焼山3701番 ほか3筆 2.2ha
長岡市	2者	寺泊夏戸4562 ほか5筆 1.7ha
合 計	8者	12筆 4.0ha

2 認可年月日

令和5年11月28日

◎新潟県告示第1225号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年11月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長岡市岩野字島2450番3	畑	134
長岡市岩野字島2464番1	畑	346
長岡市岩野字島2493番1	田	89

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額

大豆栽培	令和6年4月	5年	11,320 円
------	--------	----	----------

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2
- 4 農地の所有者等の情報  
新潟県報 定期第82号(令和5年10月24日発行)で告示したが、令和5年11月7日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。
- 5 補償金の支払の方法  
利用権の始期までに新潟地方法務局長岡支局に補償金を供託する。
- 6 補償金の還付について  
農地の所有者は新潟地方法務局長岡支局において、補償金の還付を受けることができる。
- 7 その他  
機構関連事業(農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業)が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第1226号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年11月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
長岡市岩野字島2452番4	畑	156

- 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
大豆栽培	令和6年4月	5年	3,105 円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2
- 4 農地の所有者等の情報  
新潟県報 定期第82号(令和5年10月24日発行)で告示したが、令和5年11月7日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。
- 5 補償金の支払の方法  
利用権の始期までに新潟地方法務局長岡支局に補償金を供託する。
- 6 補償金の還付について  
農地の所有者は新潟地方法務局長岡支局において、補償金の還付を受けることができる。
- 7 その他  
機構関連事業(農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業)が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第1227号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和5年11月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 洪水浸水想定区域を定める河川  
尾町川水系  
尾町川  
大津川水系  
大津川  
鶴川水系

上条芋川  
田屋川  
弘川  
折居川  
阿相島川

- 2 指定年月日  
令和5年11月28日

◎新潟県告示第1228号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
令和5年11月28日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和5年11月14日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
加茂市旭町1659番の内、1660番1の内	6.00	60.00

公 告

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、妙高都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和5年11月28日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 中止となる公聴会の日時  
令和5年12月4日（月） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
妙高市上町9番2号  
新井総合コミュニティセンター 2階 大会議室